

令和7年度三島市自動販売機設置場所貸付  
(一般競争入札)

募集要項兼入札説明書

令和7年3月6日

三島市財政経営部公共財産保全課

## 入札参加申込書の提出

### 【提出期間】

令和 7 年 3 月 7 日（金）から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

### 【提出方法】

入札参加申込書に必要な書類を添付の上、次の①②いずれかの方法により提出してください。

※受付を完了したものを順次「一般競争入札参加受付書」を交付します。

入札書の提出は、当該受付書の交付後に行ってください。

#### ① 三島市役所公共財産保全課窓口への直接提出

※令和 7 年 3 月 21 日の午後 5 時 15 分までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前 8 時 30 分から

午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）とします。

#### ② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※令和 7 年 3 月 20 日までに三島郵便局に到達するようにしてください。

#### ※入札参加申込書の郵送先

〒411-8799 三島市北田町 4 番 47 号

三島市財政経営部 公共財産保全課 公共財産係 行

三島市長 あて



## 入札書の提出

「一般競争入札参加受付書」の交付後に、入札書を提出してください。

### 【提出期限】

令和 7 年 3 月 26 日（水）

### 【提出方法】

次の①②いずれかの方法により提出してください。

#### ① 三島市役所公共財産保全課窓口への直接提出

※別添「公共財産保全課窓口での提出方法について」参照

※令和 7 年 3 月 26 日の午後 5 時 15 分までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前 8 時 30 分から

午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）とします。

② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※別添「郵送での提出方法について」参照

※令和7年3月25日までに三島郵便局に到達するようにしてください。

※入札書の郵送先

〒411-8799 三島市北田町4番47号

三島市財政経営部 公共財産保全課 公共財産係 行

三島市長 あて



## 入札及び開札

日時 令和7年3月27日（木） 午前10時から開始

場所 三島市役所本館 第3会議室

※開札は、施設所管課職員立会いの下で公共財産保全課職員が執行します。

※入札者は、開札会場にお越しいただく必要はありません。なお、立会いを希望する場合は、開札開始時刻までに会場に入室してください。

（立会いの受付・入室は開札開始時刻の30分前からとし、当該開始時刻を過ぎてからの入室はできません。）



## 契約

落札者と施設所管課との間で貸付契約を締結します。

※落札者（契約者）は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を、契約締結時までに納入しなければなりません。ただし、三島市契約規則第33条各号に該当する場合は契約保証金を免除します。



## 自動販売機の設置

設置工事は、原則貸付期間内に行ってください。



## 貸付料の納付

貸付料は、別に定める期限までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

## 目 次

|    |               |       |
|----|---------------|-------|
| 1  | 趣旨・目的         | P.1   |
| 2  | 貸付物件          | P.1   |
| 3  | 入札参加資格        | P.1～2 |
| 4  | 契約条件          | P.2～3 |
| 5  | 入札への参加申込      | P.3～5 |
| 6  | 質問の受付及び回答     | P.5   |
| 7  | 入札            | P.5～7 |
| 8  | 契約の締結         | P.7   |
| 9  | 貸付料の納付        | P.7   |
| 10 | 必要経費（電気料金）の納付 | P.7   |
| 11 | その他           | P.8   |

### 添付書類

- (1) 物件調書（物件番号1～3）
- (2) 自動販売機設置場所有償貸付契約書（案）
- (3) 様式等

### [様式]

- (1) 入札参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 入札書（様式3）
- (5) 質問書（様式4）

## 1 趣旨・目的

三島市では、市有財産の有効活用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の一部を賃借して飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置し運営する事業者について募集を行い、一般競争入札によって当該設置事業者を決定します。

## 2 貸付物件

| 物件番号 | 施設名称         | 設置場所                 | 貸付面積<br>幅(mm)×奥行(mm)          | 販売種目                | 貸付期間                                    |
|------|--------------|----------------------|-------------------------------|---------------------|---|
| 1    | 三島市民生涯学習センター | 2階 休憩コーナー<br>(屋内)    | 自動販売機+回収 BOX<br>1,265mm×475mm | 清涼飲料水（缶、<br>ペットボトル） | 令和 7 年 4 月 1 日 から<br>令和 10 年 3 月 31 日まで |
| 2    | 三島市立箱根の里     | 箱根少年自然の家<br>ロビー（談話室） | 自動販売機+回収 BOX<br>1,500mm×900mm | 清涼飲料水（缶、<br>ペットボトル） | 令和 7 年 4 月 1 日 から<br>令和 10 年 3 月 31 日まで |
| 3    | 三島市営中央駐車場    | 1階 待合室               | 自動販売機+回収 BOX<br>950mm×1,900mm | 清涼飲料水（缶、<br>ペットボトル） | 令和 7 年 5 月 1 日 から<br>令和 10 年 4 月 30 日まで |

※ 貸付物件の詳細については、別添の「物件調書」により確認すること。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 法人の場合は、三島市内及び準市内（沼津市、裾野市、長泉町、函南町、清水町）に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、三島市内に居住し、業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務（自ら管理し運営するものに限る。）について、2 年以上の実績を有していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の事務に従事する本市の職員

イ 三島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員

エ 入札参加申込書を三島市が指定する期日までに提出しなかった者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

#### 4 契約条件

##### (1) 契約の概要

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付契約とします。

##### (2) 貸付期間

貸付期間は貸付期間開始日から3年間(36ヶ月間)とし、貸付期間の更新は認めないものとします。詳細については、物件番号の「物件調書」で確認すること。

##### (3) 貸付物件の用途

貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の専用用途に供すること。

##### (4) 貸付の制限

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除の事由となります。

ア 貸付物件を専用用途以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこれに類する行為をすること。

エ 本契約の権利を第三者に譲渡し、又はこれに類する行為をすること。

##### (5) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に引渡します。また、貸付物件の返還にあたっては、当該期日までに、三島市の承諾がある場合を除き、引渡時と同じ状態に原状回復してください。

##### (6) 自動販売機の仕様

ア 省電力やノンフロン対応等、環境に十分配慮したものであること。

イ その他物件調書において指定がある場合は、それに従うこと。

##### (7) 自動販売機の販売品

###### ア 販売品目

販売品は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、物件調書により指定がある場合は、それに従うこと。

###### イ 販売価格

標準的な小売価格(定価)以下とすること。また、物件調書により指定がある場合は、それに従うこと。

##### (8) 自動販売機の設置

ア 自動販売機の設置は、貸付期間内に行うものとし、日程については、事前に施設の所管課と協議し決定すること。

イ 自動販売機の設置に当たって安全性に問題がないか、据付面を十分に確認し、施設に負担のかからない方法で、転倒防止及び耐震対策をすること。

ウ 電気工事を必要とする場合は、施設所管課の承諾を得た上で工事を実施すること。

エ 自動販売機の設置が完了したときは、速やかに施設所管課に報告し、確認検査を受け、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い、速やかに是正すること。

(9) 維持管理

ア 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを指定場所に設置し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルを行い衛生的に良好な状態を保つこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の苦情、故障、不具合などの問い合わせ及び事故等による損害は、設置者の責任において対応するものとする。また、問い合わせの連絡先を自動販売機に明記すること。

(10) 貸付料

貸付料は、物件番号ごとに入札により決定した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額を月額貸付料とします。ただし、自動販売機の設置場所が屋外の場合には、消費税及び地方消費税が課税されないため、入札により決定した金額を月額貸付料とします。

貸付期間中の貸付料総額は、次の計算式により算定します。

貸付料総額 = 月額貸付料×貸付月数

(11) 必要経費

ア 自動販売機及び容器回収ボックスの設置並びに撤去、原状回復等に要する工事費、移転費、維持管理費等にかかる一切の費用は、設置者の負担とします。

イ 自動販売機の運営に要する電気料金については、設置者の負担とします。また、電気使用量を計測するための子メーターは、設置者が設置すること。

(12) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況（売上本数及び売上金額）は、1ヶ月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに売上報告書を提出すること。

(13) 災害時における対応（物件調書で指定されたものに限る。）

物件調書で災害時対応自動販売機の指定がある場合は、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で市民に提供することを前提とした機器とします。なお、当該自動販売機には災害対応型の機種であることを表示するとともに、災害発生時において三島市が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機から取り出された商品の取扱いは無償とすること。

また、別途、三島市と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結していただきます。

## 5 入札への参加申込

(1) 入札参加申込書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月21日（金）まで

イ 提出方法

入札参加申込書に必要書類を添付の上、次の①②いずれかの方法により提出してください。

① 三島市役所公共財産保全課窓口への直接提出

※令和7年3月21日の午後5時15分までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とします。

② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※令和7年3月20日までに三島郵便局に到達するようにしてください。

※入札参加申込書の郵送先

〒411-8799 三島市北田町4番47号

三島市財政経営部 公共財産保全課 公共財産係 行

三島市長 あて

(3) 提出書類

|   | 提出書類       | 備考   | 法人 | 個人 |
|---|------------|--|----|----|
| ア | 入札参加申込書    | ・様式1   | ○  | ○  |
| イ | 商業登記簿謄本    | ・履歴事項全部証明書<br>・発行後3ヶ月以内のもの（コピー可）   | ○  |    |
| ウ | 応募者の住民票    | ・発行後3ヶ月以内のもの（コピー可）   |    | ○  |
| エ | 納税証明書      | ・発行後3ヶ月以内のもの<br>・法人の場合は法人市民税納税証明書、個人の場合は市県民税納税証明書                                | ○  | ○  |
| オ | 身分証明書      | ・破産者でないことの証明書（法人の場合は不要）<br>・本籍地を置く自治体が発行する身分証明書（請求方法等については、本籍を置く自治体にお問い合わせください。） |    | ○  |
| カ | 印鑑証明書      | ・発行後3ヶ月以内のもの   | ○  | ○  |
| キ | 誓約書        | ・様式2   | ○  | ○  |
| ク | 自動販売機の運営実績 | ・任意様式  | ○  | ○  |

(4) 一般競争入札参加受付書

提出された入札参加申込書等に基づき審査を行い、受領を決定した申込みについて「一般競争入札参加受付書」を交付します。入札書の提出は、当該受付書の交付後に行ってください

い。

(5) 入札に当たっての留意事項

ア 現地説明会等はありません。現地の確認を希望する方は、各自で施設所管課に連絡の上確認をお願いします。

イ 入札参加申込書の受付後に当該参加資格が無いことが判明した場合は、入札参加申込の受付を取り消します。

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月13日（木）まで

(2) 受付場所

三島市北田町4番47号 三島市財政経営部公共財産保全課  
（電話番号：055 - 983 - 2623、FAX 番号：055 - 973 - 5722、  
E メールアドレス：koukyou@city.mishima.shizuoka.jp）

(3) 質問の受付方法

受付期間内に、質問書（様式4）をメール又はFAXで提出することとし、電話でその旨を連絡してください。

(4) 質問の回答

質問を受け付けた日から概ね3日以内（閉庁日を除く）に市ホームページ上で質問及び回答を掲載します。

## 7 入札

本案件は、入札書の事前提出方式による入札となります。開札当日に会場にお越しいただく必要はありません。次の方法により入札書の提出をお願いします。

(1) 入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和7年3月26日（水）

イ 提出方法

次の①②いずれかの方法により提出してください。

③ 三島市役所公共財産保全課窓口への直接提出

※別添「公共財産保全課窓口での提出方法について」参照

※令和7年3月26日の午後5時15分までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とします。

④ 郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※別添「郵送での提出方法について」参照

※令和7年3月25日までに三島郵便局に到達するようにしてください。

※入札書の郵送先

〒411-8799 三島市北田町 4 番 47 号

三島市財政経営部 公共財産保全課 公共財産係 行

三島市長 あて

(2) 開札の日時及び場所

ア 令和 7 年 3 月 27 日 (木) 午前 10 時から 三島市役所本館 第 3 会議室

イ 開札は、施設所管課職員立会いの下で公共財産保全課が行います。入札者は、開札会場にお越しいただく必要はありません。

なお、立会いを希望する場合は、開札開始時刻までに会場に入室してください。(立会いの受付・入室は開札開始時刻の 30 分前からとし、当該開始時刻を過ぎてからの入室はできません。)

(3) 提出書類

|   | 持ち物     | 備考   |
|---|---------|--|
| ア | 入札書及び封筒 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 物件番号ごとに作成すること。</li><li>・ 入札価格は「税抜きの月額貸付料」を記載すること。</li><li>・ 封筒は、外から中が見えないものを使用し、別添の「公共財産保全課窓口での提出方法について」及び「郵送での提出方法について」を参照し作成すること。</li><li>・ 入札書は、公共財産保全課窓口へ直接提出する場合であっても必ず封筒に入れて提出すること。</li><li>・ 1 通の封筒に複数の入札書を入れないこと。</li><li>・ 委任状は必要ありません。</li></ul> |

(4) 落札者への通知及び入札結果の公表

ア 入札後、落札者に対して電話でお知らせします。

イ 入札結果については、三島市ホームページに掲載します。

(5) 入札方法

ア 入札は、物件番号ごとに行います。

イ 開札は、開札会場において公共財産保全課職員が執行します。

ウ 入札者は、開札会場にお越しいただく必要はありません。なお、立会いを希望する場合は、開札開始時刻までに会場に入室してください。(立会いの受付・入室は開札開始時刻の 30 分前からとし、当該開始時刻を過ぎてからの入室はできません。)

エ 提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

オ 開札の結果、三島市が事前に定めた最低貸付料(月額、非公開)以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格を入札した者を落札者とします。

カ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

キ 入札結果については、三島市情報公開条例(平成 9 年三島市条例第 19 号)に基づき、入札に関する情報(入札参加者及び応札金額並びに落札金額等に関する情報)については

開示の対象とします。

(6) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 所定の入札書によらない入札
- ウ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をした入札
- オ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- カ 入札に関し不正行為があった入札
- キ 最低貸付料に達しない額の入札
- ク その他入札条件に違反した入札

## 8 契約の締結

(1) 契約の締結

ア 落札者は、三島市と「自動販売機設置場所有償貸付契約」（以下「契約」という。）を締結していただきます。契約書（案）は別添のとおりです。

イ 契約金額は、月額貸付料とします。契約に関する必要な費用は、落札者の負担とします。

ウ 契約締結までに、契約保証金を納入していただきます。

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、三島市が発行する納入通知書により、三島市が指定する期日までに三島市が指定する金融機関の口座に納入してください。ただし、三島市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金を免除とします。

エ 落札者が本件について契約を締結しない場合は、落札が無効となるとともに、今後3年間、三島市自動販売機設置場所貸付一般競争入札への参加資格を失うことがあります。

## 9 貸付料の納付

貸付料は、年度ごとに三島市が発行する納入通知書により、三島市が指定する期日までに三島市が指定する金融機関の口座に納入していただきます。

## 10 必要経費（電気料金）の納付

自動販売機の運営に要する電気料金は、設置者が設置した計測用子メーターにより三島市が使用電気を確認した上で、毎年の使用料金を算定します。使用料金は、年度ごとに三島市が発行する納入通知書により、三島市が指定する期日までに三島市が指定する金融機関の口座に納入していただきます。

## 11 その他

本書に定めのない事項は、法令並びに三島市契約規則（平成 17 年三島市規則第 5 号）及び三島市財産規則（平成 17 年三島市規則第 6 号）の定めるところにより処理するものとします。

### 【問い合わせ先】

三島市財政経営部 公共財産保全課 公共財産係

〒411-8666 三島市北田町 4 番 47 号

電話番号 055 - 983 - 2623

FAX 番号 055 - 973 - 5722

E メールアドレス [koukyou@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:koukyou@city.mishima.shizuoka.jp)